

旅行業等登録申請書添付書類一覧表

番号	提出書類	旅行業						旅行業者代理業		備考
		新規登録		更新登録		変更登録		法人	個人	
		法人	個人	法人	個人	法人	個人			
1	登録申請書(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	・申請者の住所は、法人の場合は登記事項証明書の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること。
	” (2)	△	△	△	△			△	△	・営業所が複数ある(「主たる営業所」以外にも営業所がある)場合に提出すること。
	” (3)			△	△					・旅行業者代理業者がある場合に提出すること。
2	定款又は寄付行為の写し	○		○				○		【旅行業の場合】 ・定款又は寄付行為の「目的」に、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」と記載すること。 【旅行業者代理業の場合】 ・定款又は寄付行為の「目的」に、「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」と記載すること。
3	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○		○				○		・発行日から3か月以内のもの。 (但し、申請時において最新の内容であること。)
	住民票		○		○				○	・発行日から3か月以内のもの。 (但し、申請時において最新の内容であること。マイナンバーが記載されたものは不可。)
4	役員の欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○			○	○	・本人が自署すること(押印不要)。 【法人の場合】 ・全役員分(監査役も含む。)を提出すること。 【個人の場合】 ・申請者本人分のみを提出すること。
5	旅行業務に関する事業の計画	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空券発行に係る契約書の写し	△	△			△	△			・発券契約等がある場合に提出すること。
	海外手配業者等との契約書の写し	△	△			△	△			・海外手配業者等と契約がある場合に提出すること。
6	旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	・旅行業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、選任している旅行業務取扱管理者(国内・総合の区別)を明示すること。
7	最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	○		○		○				・設立後最初の決算期を終了していない法人は、会社法第435条又は第617条に規定する会社設立時の貸借対照表を提出すること。
	財産に関する調書		○		○		○			・預貯金等を計上した場合はその残高証明書を、不動産を計上した場合はその固定資産証明書又は不動産鑑定評価書を提出すること。
8	最近の事業年度における決算書類に関する監査証明又は資産負債の明細書	○	○	○	○	○	○			・公認会計士又は監査法人による財務監査を受けていない場合には、納税申告書の写しその他資産及び負債の明細を示す書類を提出すること。
9	旅行業協会の発行する入会確認書又は入会確認書	△	△							・登録後直ちに旅行業協会の保証会員となることを希望する場合に提出すること。
10	旅行業務取扱管理者									
	選任一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合格証又は認定証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	・選任した旅行業務取扱管理者に係る旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証の写しのいずれかを提出すること。
	旅行業務取扱管理者定期研修修了証	○	○	○	○	○	○	○	○	・直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者については、提出不要。
	旅行業務取扱管理者の履歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	
	欠格事項に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	○	○	○	○	○	・本人が自署すること。(押印不要) ・役員(法人)又は申請者本人(個人)が取扱管理者の場合には、4の宣誓書を提出するため、提出不要。
11	事故処理体制についての書類	○	○	○	○					・事故発生時の連絡網、行動内容等を記載した内規を整備すること。
12	旅行業者代理業業務委託契約書の写し							○	○	
13	旅行業約款(標準旅行業約款と同一のもの)	○	○			○	○			
	旅行業約款認可申請書	△	△			△	△			・標準旅行業約款以外の約款を使用する場合に提出すること。
14	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し			○	○	○	○			
15	鹿児島県収入証紙		19,000円		17,000円		11,000円		15,000円	・県の収入証紙販売所で購入可能。収入証紙販売所については県HPで確認すること。

※ ○:必ず提出が必要なもの △:「備考」欄の記述に該当する場合のみ提出が必要なもの